



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *119 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *120 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *121 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *122 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *123 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *124 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均0.3%引き下げました。(別表第1～別表第3関係)
- (2) 扶養手当について配偶者に係る支給月額を500円引き下げました。(第14条関係)
- (3) 初任給調整手当について支給月額の限度額を引き下げました。(第20条関係)
- (4) 勤勉手当について12月期の支給月数を0.05月分引き上げました。(第24条関係)
- (5) 平成17年4月から11月までの公民較差を解消するため、12月期の期末手当から調整額を減じることとしました。(附則第5項)
- (6) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第7項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、県立学校の教育職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均0.3%引き下げました。(別表第1～別表第3関係)
- (2) 扶養手当について配偶者に係る支給月額を500円引き下げました。(第14条関係)
- (3) 初任給調整手当について支給月額の限度額を引き下げました。(第15条の4関係)
- (4) 勤勉手当について12月期の支給月数を0.05月分引き上げました。(第20条関係)
- (5) 平成17年4月から11月までの公民較差を解消するため、12月期の期末手当から調整額を減じることとしました。(附則第5項)
- (6) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第7項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を引き下げました。(第5条関係)
- (2) 期末手当について12月期の支給月数を0.05月分引き上げました。(第6条関係)
- (3) 平成17年4月から11月までの公民較差を解消するため、12月期の期末手当から調整額を減じることとしました。(附則第4項)
- (4) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの一般職の任期付研究員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第5項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を引き下げました。(第7条及び別表第1～別表第3関係)
- (2) 特定任期付職員の期末手当について12月期の支給月数を0.05月分引き上げました。(第10条関係)
- (3) 平成17年4月から11月までの公民較差を解消するため、特定任期付職員の12月期の期末手当から調整額を減じることとしました。(附則第4項)
- (4) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの一般職の任期付職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第5項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校の職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均0.3%引き下げました。(別表第1～別表第3関係)
- (2) 扶養手当について配偶者に係る支給月額を500円引き下げました。(第16条関係)
- (3) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第5項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均0.3%引き下げました。(別表関係)
- (2) 扶養手当について配偶者に係る支給月額を500円引き下げました。(第12条関係)
- (3) 勤勉手当について12月期の支給月数を0.05月分引き上げました。(第22条関係)
- (4) 平成17年4月から11月までの公民較差を解消するため、12月期の期末手当から調整額を減じることとしました。(附則第5項)
- (5) 公民較差を解消するため、平成17年12月から平成18年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第7項)

2 施行期日

平成17年12月1日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第119号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第20条第1項第1号中「30万7,900円」を「30万6,900円」に改め、同項第2号中「5万200円」を「5万円」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
32			316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	円 —	円 —	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再 任 用 職 員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第8条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外職員		円	円	円	円
	1	—	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
24		512,400	567,900		
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
	24		294,800	353,300	376,900				
	25		296,600	355,600	379,200				
	26		298,300	357,600	381,700				
	27		300,200	359,700	384,300				
	28		301,900	361,800					
	29			364,000					
30			366,200						
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
41	319,200							
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の変更等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第26条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料の月額（改正後の条例附則第14項の規定により算定された額に給料の調整額の月額を加えた額をいう。）並びに扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の給与に関する条例第15条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、管理職手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当のうち特勤手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて

得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.09を乗じて得た額

6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(給料月額調整等)

7 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第14項の規定の適用については、同項中「第10条まで」とあるのは「第10条まで並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第119号)附則第7項」とする。

(人事委員会規則への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第120号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第15条の4第1項第1号中「5万200円」を「5万円」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

大 学 等 教 育 職 員 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	円 —	円 251,900	円 284,800	円 364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
再 任 用 職 員		287,200	303,200	335,300	416,400

別表第2(第8条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	円 —	円 —	円 310,100	円 403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第8条関係)

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	円 —	円 —	円 269,200	円 398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料の月額(改正後の条例附則第13項の規定により算定された額に給料の調整額の月額を加えた額をいう。)、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(教育職員の給与に関する条例第15条の5第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、管理職手当、初任給調整手当並びに特殊勤務手当のうちへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額並びに教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して

人事委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.09を乗じて得た額

6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(給料月額調整等)

7 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第13項の規定の適用については、同項中「第10条まで」とあるのは「第10条まで並びに教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第120号)附則第7項」とする。

(人事委員会規則への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第121号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

第6条第3項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(給料月額の変更)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第3項並びに職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第2項及び第4項から第6項まで又は第26条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者)については、その新たに職員となった日において職員が受けるべき給料月額(改正後の条例附則第2項の規定により算定された額をいう。)並びに調整手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第15条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特殊勤務手当のうち特勤手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他人事委員会規則で定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の1.09を乗じて得た額

(給料月額調整等)

5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

6 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第2項の規定の適用については、改正後の条例附則第2項中「第5条第1項から第3項まで」とあるのは「第5条第1項から第3項まで及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第121号)附則第5項」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第122号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

第10条第2項、第3項及び第4項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条関係)

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
給料 月額	円 138,400	円 176,800	円 214,600	円 251,000	円 268,200	円 291,800	円 308,700	円 330,200	円 364,600	円 399,000	円 451,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、148,000円とする。

別表第2(第8条関係)

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 138,500	円 183,000	円 296,500	円 339,300	円 394,700

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、149,800円とする。

別表第3(第8条関係)

ア

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 245,100	円 345,400	円 396,500	円 463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 172,600	円 182,400	円 252,600	円 269,900	円 300,000	円 337,700	円 373,100	円 436,600

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師である者の給料月額は、この表の額にかかわらず、201,900円とする。

ウ

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 151,500	円 196,000	円 274,100	円 285,400	円 308,000	円 349,000	円 379,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、201,600円とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(給料月額の切替え)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に特定任期付職員に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成17年12月に特定任期付職員(この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)に支給する期末手当の額は、改正後の条例第10条第2項から第4項まで並びに職員の給与に関

する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第2項及び第4項から第6項まで若しくは第26条第1項から第3項まで、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第2項及び第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第2項及び第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第21条若しくは第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに特定任期付職員となった者)については、その新たに特定任期付職員となった日)において特定任期付職員が受けるべき給料月額(改正後の条例附則第2項の規定により算定された額をいう。)、調整手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第15条の2第2項、教育職員の給与に関する条例第15条の5第2項及び警察職員の給与に関する条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに市町村立学校職員の給与に関する条例第17条の5第2項に規定する教育委員会規則で定める額を除く。)並びに特殊勤務手当のうち特地勤務手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額並びに教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の1.09を乗じて得た額
(給料月額の調整等)

5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例第7条第1項の表及び別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

6 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第2項及び第3項の規定の適用については、改正後の条例附則第2項中「第4条第1項から第3項まで」とあるのは「第4条第1項から第3項まで及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第122号)附則第5項」と、改正後の条例附則第3項中「第9条」とあるのは「第9条並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第122号)附則第5項」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第123号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	-	-	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
36		440,800			
再 任 用 職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	-	-	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第10条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	-	-	204,700	227,900	264,300
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500
	24		294,800	353,300	376,900	
	25		296,600	355,600	379,200	
	26		298,300	357,600	381,700	
	27		300,200	359,700	384,300	
	28		301,900	361,800		
	29			364,000		
	30			366,200		
再 任 用 職 員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料月額の調整等)

- 5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 6 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第12項の規定の適用については、同項中「第12条まで」とあるのは「第12条まで並びに市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第123号)附則第5項」とする。

(教育委員会規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第124号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、

同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部警察官にあっては、100分の50)」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 警 察 官 以 外 の 警 察 官	1	-	-	-	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100	
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000	
	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500				
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900				
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300					
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300					
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900							
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
	36		382,400								
再 任 用 警 察 官		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた警察官の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した警察官及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察官の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(警察官が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、警察官が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の警察職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める警察官にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに警察官となった者(同年4月1日に在職していた警察官で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあつては、その新たに警察官となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において警察官が受けるべき給料の月額(改正後の条例附則第11項の規定により算定された額に給料の調整額の月額を加えた額をいう。)並びに扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(警察職員の給与に関する条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、管理職手当及び特殊勤務手当のうち特地勤務手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある警察官にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じ

て得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.09を乗じて得た額

- 6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに警察官となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(給料月額調整等)

- 7 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例別表の規定の適用については、この規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 8 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の条例附則第11項の規定の適用については、同項中「第9条まで」とあるのは「第9条まで並びに警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第124号)附則第7項」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。